

トピック

会員用メーリングリストのご案内

刑事弁護委員会副委員長 坂根 真也 (57期)

1 はじめに

情報交換及び共有のツールとして、これまでメーリングリストが様々な場面で利用されていることと思います。

しかし、過日、東京弁護士会及び会員が利用していたメーリングリストの中に、ヤフー株式会社等の提供する無償のメーリングリストで、「誰でも参加（閲覧）可能」な状態になっている等の十分な情報管理がなされていないメーリングリストが存在することが判明しました。このようなメーリングリストが弁護士の職務上の利用に適さないことは言うまでもありません。

とはいえ、例えば裁判員裁判対象事件をはじめとする重大な事件において、複数の弁護人で対応する必要性があり得ます。刑事弁護委員会も、裁判員裁判対象事件では、公判審理が連日かつ集中的に行われるだけでなく、捜査段階から公判審理を見据えた弁護活動を行う必要が極めて高いため、速やかに複数選任の手続きをとることを推奨してきました。

そして、複数の弁護人で事件に対応する場合、弁護人間の綿密な連絡及び情報共有が不可欠です。そのためのツールとして、メーリングリストは有用であり、誤送信の危険を減少させる等のメリットもあります。

そこで、このたび東京弁護士会では、会が有償で契約している信頼性の高いサーバーを利用したメーリングリスト（以下、「会員用メーリングリスト」と言います）を会員の利用に供するサービスを開始しました。

2 会員用メーリングリストの概要

(1) 利用対象者

会員用メーリングリストの利用対象者は当会会員です。

但し、その利用目的は刑事事件の弁護活動に限られます。

なお、国選事件の弁護活動に利用する場合には利用料はかかりません（私選事件の弁護活動に利用する場合には年間5000円〔税別〕の利用料がかかります）。

(2) 利用方法

会員用メーリングリストの利用を希望する会員は、「メーリングリスト利用許可申請書」に必要事項を記入の上、同申請書を情報システム課（TEL.03-3581-0801）に提出し、当会の許可を得る必要があります。

会員用メーリングリストのメンバーの登録及び抹消は、「運用管理担当者」（利用許可申請書に運用管理担当者として記載した者）が情報システム課の事務局職員に対してメールで連絡する方法又は運用管理担当者が自ら行う方法によって行います。

なお、運用管理担当者を変更する場合及び会員用メーリングリストの利用が終了した場合には、その都度、変更届及び終了届を提出しなければなりません（各種書式は会員サイト「窓口案内」に掲載しています）。

(3) 遵守しなければならない事項

裁判員候補者名簿等の機密性の高い情報を送信することは禁止されています。

また、第三者に公開されていない個人情報を送信する際には、必ずパスワードを設定して下さい。なお、パスワードを電子メールでメンバーに通知する際には、必ずパスワードを付した情報の送信とは別の電子メールを利用して下さい。

3 おわりに

メーリングリストは、複数人間の連絡及び情報共有において大きなメリットがありますが、会員用メーリングリストの利用にあたっては、情報管理について細心の注意を払う必要があることを忘れてはいけません。

量刑データベース運用開始!!

刑事弁護委員会副委員長 岡田 浩志 (59期)

1 はじめに

本年3月、日弁連が構築する量刑データベース(以下、「日弁連データベース」といいます)の運用が開始しましたので、その内容をお知らせします。

2 日弁連データベースの特徴

裁判員裁判では、弁護人も、「懲役〇年が相当」などと、具体的な量刑意見を述べるが多くなりました。

弁護人は、裁判官・裁判員に対して弁護人の量刑意見が正しいことを説得する必要がありますが、その際、他の事例と比較検討をして公平性を確保するという視点が重要であると考えられています。

他の事例との比較検討資料としては、最高裁判所が構築する量刑データベース(以下、「最高裁データベース」といいます)が利用されてきていますが、最高裁データベースでは、量刑要素が抽象的な形でしか分からず、実際の判決書がどのような内容であったのかが分かりません。

この点、日弁連データベースでは、より具体的ないし多様な観点から他の事例との比較検討を行うことができるようになっています。

具体的には、判決書を分析して、事案の概要の他、量刑理由を悪情状、善情状に分けて要旨化して掲載しています。そして、判決要旨とともに判決書も収集しているので、一定の手続を行えば利用者が判決書自体に当たることも可能となっています(但し、費用がかかります)。

また、罪名別の検索、判決結果別の検索、被告人の属性別の検索の他、任意語句による検索が可能となっていますので、調べたい事案を適切に検索することが可能となっています。

3 日弁連データベースの構築方法

日弁連データベースは、以下のような流れで構築さ

れています。

- ①裁判員裁判を担当した会員が各単位会の担当部署に判決書を提供する(当会では、裁判員制度センターに提供して頂くようになっています)。
- ②各単位会の担当部署が判決書を検討して、判決要旨を作成し、判決書とともに日弁連に提供する(当会では、刑事弁護委員会内の量刑データベース部会で判決要旨を作成しています。量刑データベース部会では、若手委員を中心とした10名ほどのメンバーで毎月1回部会を開催し判決書の検討を行っています)。
- ③日弁連が、各単位会から提供を受けた判決要旨をアップロードする。

4 日弁連データベースの利用方法

日弁連データベースは、現在のところ判決要旨作成に協力する単位会に所属する会員のみが利用できるサービスとなっています。

当会は要旨作成に協力していますので、当会会員は、日弁連データベースの利用が可能です。

5 最後に

裁判員裁判を担当された場合には、是非、日弁連データベースをご活用頂き、弁護活動に役立てて頂けたらと思います。